

2(1) 路線名 飯田富山佐久間線

(2) 供用を開始する区間

飯田市龍江247番の7地先から

飯田市龍江69番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月14日

3(1) 路線名 時又中村線

(2) 供用を開始する区間

飯田市時又517番の4地先から

飯田市時又519番の6地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月14日

4(1) 路線名 米川飯田線

(2) 供用を開始する区間

飯田市龍江65番の5地先から

飯田市時又511番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月14日

道路管理課



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県電子計算機のデータ入力業務 一式

(2) 役務の特質

電子計算機の処理に係るデータ入力業務

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 県内に本店又は支店を有する者。

(5) 本県使用大型汎用機（OS:OSIV/XSP）で処理可能な電子計算機データを提供できる者。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

道路管理課

### 長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県松本建設事務所長 小平重登

1 路線名 兎川寺鎌田線

2 供用を開始する区間

松本市鎌田1丁目4799番の10地先から

松本市鎌田1丁目4904番の7地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年3月8日

道路管理課

### 長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月8日

長野県北信建設事務所長 高野俊秋

1 路線名 403号

2 供用を開始する区間

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中須賀川8129番の1地先から

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字中須賀川8387番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年3月8日

道路管理課

- ア 受領期限 平成22年3月18日(木) 午後5時  
 イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
 (県庁専用郵便番号 380-8570)  
 長野県企画部情報統計課情報システム推進室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成22年3月19日(金) 午後4時  
 イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室
- (4) 入札保証金  
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
 必要とします。
- (8) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、1文字平均単価の最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 入札に当たっての留意事項
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする役務  
 長野県庁等警備業務
- (2) 役務の特質  
 長野県庁舎の常駐警備及び機械警備並びに長野県妻科庁舎の機械警備
- (3) 履行期間  
 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所  
 長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県庁舎及びその構内  
 長野市大字南長野字宮東419  
 長野県妻科庁舎
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に営業所を有する者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。
- (6) 過去に延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県総務部管財課  
 電話 026(235)7045
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成22年3月15日(月) 午前10時30分  
 イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵便入札の可否  
 郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年3月10日午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 最低制限価格の設定

この入札については、最低制限価格制度の適用があります。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であって、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

安曇野赤十字病院労働組合から安全な医療・看護を実現するための人員を配置すること等の要求に関して、平成22年3月17日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があつたので公表します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

労働雇用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複合機 1台（附属品及び用紙以外の消耗品を含む。）

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県農政部農業政策課

(5) 入札方法

複写1回当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農業政策課

電話 026（235）7212

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年3月19日（金）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年3月15日（月）午後4時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

農業政策課

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

## 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町小海3981-1	内共第1号
北信漁業協同組合	上水内郡飯綱町大字牟礼936-2	内共第2号
天竜川漁業協同組合	伊那市狐島4445	内共第6号

## 2 変更の内容

### (1) 南佐久南部漁業協同組合遊漁規則

禁止区域に係る規定中、「貯砂ダムから水回し水路取水堰堤までの調整池および調整池に含まれる南相木川」を「南相木村弥五平（右岸側）アク石（左岸側）地籍の貯砂ダムから上流域の本川」に改める。

### (2) 北信漁業協同組合遊漁規則

禁止区域に係る規定中、「上水内郡戸隠村奥社入口の組合が設置した」を「長野市戸隠奥社入口の」に、「三水村」を「飯綱町」に、「上水内郡豊野町」を「長野市豊野町」に改め、遊漁料の額及び納付方法の規定中、「牟礼村」を「飯綱町」に改める。

### (3) 天竜川漁業協同組合遊漁規則

禁止区域に係る規定中、「上伊那郡長谷村大字黒河内」を「伊那市長谷黒河内」に、「上伊那郡長谷村大字非持」を「伊那市長谷非持」に、「上伊那郡高遠町大字勝間」を「伊那市高遠町勝間」に、「上伊那郡長谷村」を「伊那市長谷」に改め、遊漁料の額及び納付の方法の規定中、「伊那市伊那部」を「伊那市狐島」に改める。

## 3 変更後の遊漁規則の施行日

平成22年2月26日

園芸畜産課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月8日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
複写機（A4判対応） 1台
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## 4 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## 5 入札方法

1月当たりの賃貸借料及び複写1カウント当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市島立1020

長野県松本地方事務所 農地整備課

電話 0263（40）1918

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成22年3月23日（火）午後3時  
イ 場所 長野県松本合同庁舎 401号会議室
- (3) 郵便による入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年3月15日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、

開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月8日

長野県立駒ヶ根病院 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 借入期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

機器の賃借料を含む複写1枚当たりの単価（小数点以下第1位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付されている者であること。

(3) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(6) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務部

電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年3月24日（水）午前11時

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成22年3月23日（火）午後5時（必着）

イ 場所 駒ヶ根市下平2901（郵便番号 399-4101）

長野県立駒ヶ根病院 事務部

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、